

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和4年第3回定例会

1 案件名

議案第38号 佐野市税条例等の改正について (市民税課所管部分)

2 概要

納税証明書におけるDV被害者等に対する支援措置の明確化、個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し、個人市民税における合計所得金額に係る規定の整備、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し、及び地方税法等の改正に伴い所要の規定を整備する。

3 理由、趣旨、目的、内容等

【納税証明書関係】

DV被害者等に対する支援措置の明確化（第18条の4）

納税証明書を交付する際に、DV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項が法務局から通知された場合は、住所に代わる事項を記載する。

【市民税関係】

①個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3）

現在、上場株式等の配当等について、所得税と個人市民税で異なる課税方式を選択することが可能だが、金融所得課税については、所得税と個人市民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、所得税と個人市民税の課税方式を一致させる。

②個人市民税における合計所得金額に係る規定の整備（第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3）

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に所得割の納税義務者（合計所得金額1千万円以下）と生計を一にする配偶者（合計所得金額133万円以下）の氏名及び個人番号を追加し、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額900万円以下）と生計を一にする配偶者（合計所得金額95万円以下））の氏名及び個人番号を追加する。

また、扶養親族等申告書の改正に併せて、公的年金等受給者の市民税申告書の提出義務を修正する。

③地方税法施行規則の改正に伴う規定の整備（第36条の2、第53条の7）

地方税法施行規則の改正に伴い生じた条項のずれ等を修正する。

- ④個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し（附則第7条の3の2、附則第26条）

所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の適用期限が令和7年末までの入居者を対象に4年間延長され、控除期間が13年間となることに伴い、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で、個人市民税から控除する。

- ⑤法律改正による引用条項の削除に伴う規定の整備（附則第17条の2）
租税特別措置法第37条の9削除に伴い規定を修正する。

4 その他の事項

【納税証明書関係】

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（令和6年4月1日）

【市民税関係】

- ①施行日 令和6年1月1日
②施行日 令和5年1月1日（第36条の3の2、第36条の3の3）
令和6年1月1日（第36条の2）
③施行日 令和6年1月1日
④施行日 令和5年1月1日
⑤施行日 令和5年1月1日

議案説明書

総合政策部 資産税課

提出議会：令和4年第3回定例会

1 案件名

議案第38号 佐野市税条例等の改正について (資産税課所管部分)

2 概要

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の課税標準額に係るわがまち特例の割合を改め、及び創設し、並びに規定の追加により生じた項ずれを整備する。

3 理由、趣旨、目的、内容等

【固定資産税】

- ・固定資産税の課税標準額に係るわがまち特例の割合を改める（下水道法に規定する公共下水道を使用する者が、地方税法施行規則で定める除害施設に係る特例割合を地方税法の参酌割合に準じ、5分の4（現行4分の3）と定める）。

(附則第10条の2第2項)

- ・固定資産税の課税標準額に係るわがまち特例の割合を創設する（特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川流域内において、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例割合を地方税法の参酌割合に準じ、4分の3と定める）。

(附則第10条の2第18項)

- ・上記の規定の追加に伴う項ずれを整備する。

(附則第10条の2第19項、第20項)

4 その他の事項

施行日 公布の日